

2025年東亜金融債務受害者交流集会

金融消費者被害者団体または連帯団体活動の紹介

私たちは被害者の抱えるスティグマ(Stigma
汚名) とどう向き合ってきたか

報告者 日本 全国クレサラ生活再建問題被害者連絡協議会 事務局長 新川真一 (Shinichi)

私たちは被害者らの抱えるスティグマ(Stigma 汚名) とどう向き合ってきたか

- ▶ もくじ
- ▶ 第1 債務を抱える被害者の恥の感情論 (=スティグマ STIGMA 汚名)
 - ▶ 「借りた者（借りて返さない者）が悪い」の発生根拠
- ▶ 第2 当事者運動は常にSTIGMA克服のたたかい
 - ▶ 1 被害者の会（自救会）の存在意義
 - ▶ 2 すべての会が取り組んできた運動その1（手記）
 - ▶ 3 すべての会が取り組んできた運動その2（生活再建教育）
 - ▶ 4 すべての会が取り組んできた運動その3（街頭へ）
- ▶ 第3 スティグマを克服するたたかいが法律を変え社会を変えてきた
- ▶ 第4 スティグマ克服の新たな視座 依存症（アディクション）問題と向き合う

第1 債務を抱える被害者の恥の感情論（＝スティグマ STIGMA 汚名） 「借りた者（借りて返さない者）が悪い」の発生根拠

▶ 1 社会保障制度の脆弱

▶ 一般的に、欧州北欧とは異なり、日本は、社会保障制度が脆弱



▶ 官民問わず、一般消費者を対象にした無利息ないし低金利の融資制度が極少

▶ 2 高利金融が社会保障の一端

▶ 日本では1970年代高度成長期からクレジットカードが爆発的に普及した

▶ そのため高利金融は皮肉にも公の社会保障の一端を担っていたとも言える

▶ 3 宗教的文化

▶ 日本は仏教や神道（寺院による民への施しに対して利息を付して返還するのが道義）が古くから社会に浸透し、キリスト教（有利子貸付は犯罪という思想）はさほど普及せず

▶ 4 強い家族関係の紐帯

▶ (1) 日本では、核家族化の進行により徐々に減っているとはいえ、家族の一員の恥は家族全体の恥との思想がまだまだ根強い

▶ そのため、親や家族による代払い返済が一定数存在する

▶ e x 台湾聯合徵信中心(JCIC)にはそれがあり、2021年までは321件、2010年代は1000件程度の親族代払いが情報登録されていた。

▶ 日本では指定信用情報機関C I C（CREDIT INFORMATION CENTER）では親族による代払いの情報は登録されない。それでも与信枠が限度に達し新たに借りれなくなった親の債務返済に子がカード借入をするなど事実上の代払いは広く行われている。

▶ (2) 親や家族による代払いで返済支援→本人の信用枠が拡がり、再び貸金業者は本人に貸し付ける→再び親や家族による代払いで弁済支援

▶ (3) 親家族らの本人を支えようとする行為であるにもかかわらず本人の借入が再発する。（本人の生活再建に悪影響）

▶ 5、結論

借りた金は返すのが当然 それが出来ないのは本人の恥であり親族の恥 → この思想文化をどう乗り越えるか

▶ 第2 当事者運動は常にSTIGMA克服のたたかい

▶ 1970年代後半～無担保高利融資（サラリーマン金融）が勃興

↓

▶ 法律家と私たち被害当事者の会（自救会）が1980年初頭より、（ほぼ同時に活動をスタート（両団体の活動は「車の両輪」）

▶ 全国を縦断する街頭宣伝と併せて、すべての都道府県に1つの被害当事者の会が作られる（それぞれの自救会創設の核となった母体は、中小業者の商工団体や、社会保障の向上を求める団体、法律家などであった）

▶ 被害者の会（自救会）の存在意義

▶ 暴力的取り立てを受けた債務者の屈辱を公表する場

▶ 人間性を回復する場

▶ 生活を立て直す場

▶ 連帯と交流をする場

▶ 第2 当事者運動は常にSTIGMA克服のたたかい

▶ すべての会が取り組んできた運動その1

▶ 被害当事者自身による **手記の出版**

▶ (Victim's stories)

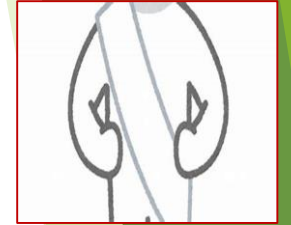
▶ 生々しい体験は、法律家、支援者らの活動の源泉

- ▶ 第2 当事者運動は常にSTIGMA克服のたたかい
- ▶ すべての会が取り組んできた運動その2

▶ 生活再建教育

- ▶ 被害当事者に対して相談員が金融業者の暴力に屈せず、闘うことを繰り返し繰り返し教育する
- ▶ 堅実にまじめに生きること = 金銭による一時の射幸を求めるような生活態度から、堅実かつ計画的な生活の設計を指導（家計表づくりなど）

- ▶ 第2 当事者運動は常にSTIGMA克服のたたかい
- ▶ すべての会が取り組んできた運動その3



- ▶ 当事者を主人公とする運動に
- ▶ **被害当事者自身が街頭に出る**

- ▶ 顔を出して襷（タスキ）（＝台湾の「背心」、韓国の「肩帶（オケッティ）」）を着用して宣伝アピールした、「消除財務損害！」
- ▶ チラシ、ポスターなどを被害当事者自身が配布する活動をした。



第3 スティグマを克服するたたかいが法律を変え社会を変えてきた

- ▶ **スティグマを乗り越え、被害者が運動に立ち上がること**

- ▶ (被害者の会づくり、教育宣伝)

- ▶ ↓

- ▶ **世論が動く** (同じ被害を受けている人々の共感のひろがり)

- ▶ ↓

- ▶ **法律ができる** (1983年貸金業規制法制定 2010年改正貸金業法完全施行)

- ▶ 取立て規制、金利上限規制、融資総量規制など

- ▶ * 反動もあった

- ▶ 脱法行為 (違法ヤミ金融、新型ヤミ金融) の勃興

- ▶ 免責不許可決定を濫発する一部裁判官の問題 (1987年頃)

- ▶ **社会常識の転換**

- ▶ かつての常識 (借りた金は返さなければならない)

- ▶ 現在の常識 (暴力的取立て、過剰融資、高金利は悪)

▶ 第4 スティグマ克服の新たな視座 依存症（アディクション）問題と向き合う

▶ 高利金融被害に潜むアディクション(addiction)の存在

▶ 依存症（買い物依存、スマートフォン依存、ギャンブル依存、アルコール依存、薬物依存など）

▶ とリンク、クロスする高利金融被害 （スマートフォンを通じて、**過剰**融資、**過剰**広告、**過剰**勧誘が展開されている）

▶ ギャンブル被害と向き合う被害者の会

▶ 大阪の被害者の会では被害者の会と、自助グループ（とくにギャンブラーアノニマス（G A））との連携に取り組み、ギャンブル依存症者の被害回復相談支援活動を強めている。

▶ 親家族による弁済は、「イネイブル（enable）」NO！であることを学ぶこと

▶ イネイブルによる悪循環

▶ 親や家族による代払いで弁済支援→本人の信用枠が拡がり、再び貸金業者は本人に貸し付ける→再び親や家族による代払いで弁済支援

▶ 親家族らの本人を支えようとする行為であるにもかかわらず本人の借入が再発する。（本人の生活再建に悪影響）

▶ 世間体（SEKENTEI）（面子、体面 saving face）

▶ 共同体社会の一員 v s 個の尊厳、個の確立の観念

▶ 家族や共同体は連帯責任vs個人主義（法律は個人主義にもとづいている 家族や親族だからという理由で自動的に連帯債務者や保証人になることはない）

▶ 法律を武器にするとともに、家族内でも社会でも「個の尊厳」、「確立した個人」を尊重する文化、風習を築く啓蒙運動の必要性

- ▶ 被害者の会の存在意義について
- ▶ 被害者運動は、
- ▶ 法律を変え、創る運動であり、
- ▶ 同時にスティグマの社会文化を動かす運動でもある

▶ お わ り

- ▶ (ご静聴ありがとうございました)





